

< JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属 JIS マーク製品に JIS の加工技術を施した場合の JIS マーク表示について

2010 年 8 月 1 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

JIS マークの認証を受けた製品(例えば JIS H 4100 のアルミ管)を加工材料として、認証を受けた加工技術を施した製品(例えば JIS H 8602 の皮膜加工を施した製品)の送り状に、製品 JIS マーク^{a)}と加工技術 JIS マーク^{b)}の両方を表示してもよいか^{c)}。

- 注^{a)} 工業標準化法第 19 条第 1 項(外国の場合同法第 23 条第 1 項及び第 2 項)に定める、鋳工業品の JIS マーク表示のこと。
- 注^{b)} 工業標準化法第 20 条第 1 項(外国の場合は同法第 23 条第 3 項)に定める、加工技術の JIS マーク表示のこと。
- 注^{c)} 本件は、同一事業者によって製品が製造及び加工される場合であって、a)及び b)のマークどちらの表示も加工後の製品の送り状に表示される場合である。a)及び b)ともに適正に認証を受けて付されたものであるとの前提。

解 釈

解釈： 現行の工業標準化法においては、「その製造する当該認証に係る鋳工業品…若しくは送り状に、当該鋳工業品が日本工業規格に適合するものであることを示す(JIS マーク)を付することができる」(第 19 条第 1 項)と規定され、加工後の製品の送り状に、加工技術に係る JIS マークに加えて製品(加工材料)の JIS マークを付すことは想定していない。

但し、製品(加工材料)の送り状を示す箇所と加工技術部分の送り状を示す箇所とが明確に識別されており、前者が加工前の加工材料に関するものであることについて明確であれば、前述の 2 種類の送り状を一枚に印刷することも妨げない。

(なお、加工前に製品 JIS マークが付された送り状と、加工後に加工技術 JIS マークが付された送り状を、一緒に流通させることも、前述の条件が満たされている限りにおいて妨げない。)

以上